

最終更新：令和8年9月24日

- いせつ画像の拡散／金銭の強要／物を壊される／転字を余儀なくされた等

※4 不登校重大事態は年間30日の欠席を目安とするが、連続欠席などいじめが要因と考えられる場合は、30日に達する前から迅速に調査に着手する（第4章第1節 p.13）。